

沖縄戦遺族のDNA鑑定実施を求める意見書

平成23年7月7日、厚生労働省は沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」の要請に対し、戦没者の遺骨の身元を特定して遺族のもとへ帰すため、沖縄戦戦没者の遺骨については、全てDNA鑑定を行うと回答した。

しかし、実際に遺族のもとへ帰すためには、沖縄戦全戦没者遺族側のDNA鑑定の作業を行う必要があり、遺骨と遺族の両方のDNA照合が必要となる。

このことは、日本において初めてのことでなく、シベリアで出土した遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけ、800体余の遺骨が遺族のもとに帰ることができた。

これまでに出土した戦没者の遺骨は、記名のある遺品を伴っていないならば身元の特定につながらず、しかも、兵隊ですら記名遺品を伴う出土は5%未満であり、住民に至っては皆無である。住民の戦死者の遺骨が遺族のもとへ帰るためには、DNA鑑定を行うしかない。

よって、戦没者の遺骨を遺族のもとへ帰すため、そして国家が国民を戦死させた責任を果たす意味でも、沖縄戦遺族のDNA鑑定を早急に実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

沖縄県議会

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
厚生労働大臣	